平成２３年（フ）第５５３４号
大阪市東淀川区東淡路４丁目23番６号　桂ハイムⅡ301号
債務者　小西宇佐美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５６号
大阪市城東区森之宮２－７－705、住民票上の住所大阪市東成区中本３丁目14番12号　豊川アパート
債務者　吉田美彌子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０５号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号　シャローム石切103号
債務者　佐藤　　栄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１２号
大阪市中央区内平野町１丁目１番６―607号
債務者　藤澤美恵子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２９号
大阪市東住吉区西今川１丁目24番４号　今川ハイツ501号
債務者　小林　文彦
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６００２号
大阪市港区弁天３丁目11番12号　いすず荘１ＦＣ号
債務者　北村　　登
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０３２号
大阪市平野区加美北４丁目３番41号　正覚マンション305号
債務者　福井　謙二
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８４号
大阪市西区九条南３丁目30番10―815号
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１３号
大阪府枚方市岡南町５番13号
債務者　細川　純子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１６号
大阪市城東区森之宮２丁目６番733号
債務者　丸山恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１８号
大阪府東大阪市衣摺１丁目９番11号　ＹＯＵハイム衣摺Ⅱ番館206号
債務者　高島　正三
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２０号
大阪府豊中市熊野町４丁目１番40―305号
債務者　山本　彰雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２５号
大阪市東淀川区大道南１丁目15番13号
債務者　矢野　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２６号
大阪府摂津市正雀２丁目11番28号
債務者　松下壽美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２８号
大阪市天王寺区玉造本町８番17号
債務者　傳寳佐代子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４０号
長崎県長崎市小菅町12番11号　木田アパート202、旧住所長崎県長崎市中新町15番15号　山内アパートＥ１階101号室
債務者　中道　信二
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
長崎県長崎市浜平１丁目12番17―103号
債務者　神宮　泰子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係